

## 1) 流罪

天保13年(1842)3月21日。この年の正月早々に病死している父五郎左衛門に対して、「存命なら死罪」という厳しい判決が申し渡された。

長男の鹿之助、養子の清之助も評定所に呼び出され、二人に「父の科による遠島」を申し渡された。遠島は死罪に次ぐ重い刑罰である。鹿之助の場合は、五郎左衛門に対する判決文の中にも

一息子の鹿之助は与力見習い中に突然家出した、武州瀬戸村の藤助方にいるという話を聞き五郎左衛門の部下の同心、佐久間伝蔵ほか1名を同村に行って連れ戻した。また鹿之助は身持ちが悪く金を使うので、孫兵衛から融通を受けることがあった。

とあり、単に父親の罪に連座するだけでなく、鹿之助自身の行状には公儀も目をつけられていたから仕方がないとしても、まだ養子になって1,2年にしかならない清之助にとって、この遠島処分はすいぶん苛酷であり、おそらく本人も実家の者も仁杉家との養子縁組をしたことを大いに悔やんでであろう。

流刑(遠島)はこの当時の刑罰では死刑に次ぐ重刑であった。京、大坂など西日本の流刑囚は隠岐、杵岐に送られたが、江戸、東日本では伊豆諸島に送られている。

当初は大島・八丈島・三宅島・新島・神津島・御蔵島・利島の七島がすべて流罪地だったが、大島は本土に近くて島抜けする者が相次いだり、その他の小さな島では生活環境が悪く、流人を受け入れる余裕がないなどの理由により、大島など4島が除かれ、後には八丈、三宅、新島の三島が流刑地となった。

思想犯や重罪人は八丈島、破廉恥罪や比較的軽い罪人は三宅島と新島送り、とも言われるが必ずしもその通りではない。

江戸で遠島が申し渡されると、直ちに小伝間町牢屋敷に入れられる。一般の牢舎ではなく遠島予定の者を収容する東口揚屋で流人船の出航を待つ。流人船はそう頻繁に出るものでなく、伊豆諸島方面行きの罪人を年2,3回の船でまとめて移送するから、流人船が出航するまでの間、ここで待機させられる。

鹿之助・清之助も直ちに小伝間町牢屋敷の遠島待ちの揚屋に入れられた。流人には流刑先が出発前日まで知らされない。

兄弟は3月21日に遠島を申し渡され、揚屋に入ったが、折から伊豆諸島への春船が出る季節だったので、牢獄で長く待つ事もなく、明日は出航という日となった。

島送り船出航の前日に、囚人は獄庭に集められ、頭髪や髭を整えさせ、糺問所に土下座させる。囚獄と奉行所から出張って来た与力とで、それぞれが送られる島名が宣告

される。ここではじめて、鹿之助は三宅島へ、清之助は八丈島へ送られることが告げられた。



流人には紙2帖、船中の防備薬与えられるほか、島での当面の生活の資とするため、金が与えられる。揚座敷に拘禁されていた囚人には金3両、揚屋のものには金1両、が与えられ、百姓囚、平民は金2分、時服1着それに紙、薬が与えられた。

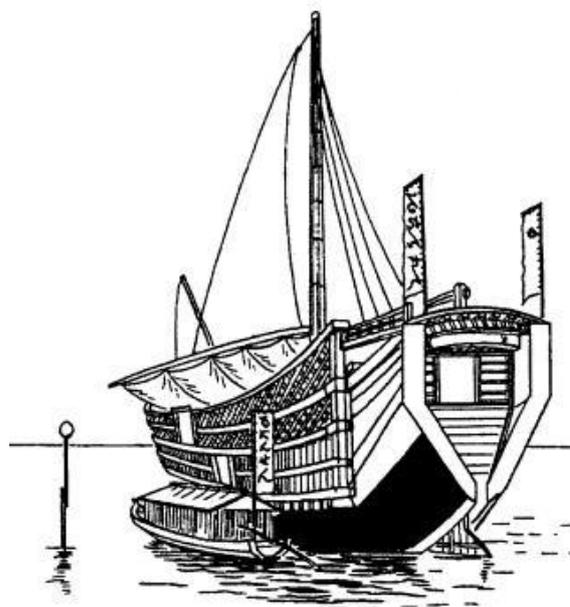
いよいよ出発の朝になると、永代橋の際または霊岸島（または芝金杉橋）から囚人護送のはしけに乗せられて本船に移される。

永代橋から出るのはいかなることがあっても戻って来ることができない囚人、霊岸島または金杉橋の方は、何年かの後には特赦になる可能性のある囚人と決まっていたようだ。

流人船は品川沖で停泊して荷物などを積み込むが、この間に船手組の役人の許しを得て、家族、親類との最後の面会や差入物の積み込みも行われたようだ。

品川を出発してまず浦賀に向かう。浦賀では牢屋入りと同じように、罪科と本人に間違いがないかなど最後の確認を行い、いよいよ伊豆諸島に向かって出航する。

当時は風が頼りの帆船であるから、直接伊豆諸島に向かうことは出来ないことが多く、稲取、下田などで風待ちをしながら島々に向かった。



流人船

流人船といっても、実は伊豆七島を春・夏・秋と年三回巡廻する五百石積の交易船に便乗するのが普通であった。船頭以下7,8人で運行されており、流人監視のための幕府船手組の水主同心2名が乗り込んだ。

船内は座敷牢の形式になっており、武士階級と女は別囲、一般の罪人は雑居であった。

## 2) 鹿之助は三宅島へ

## 2-1)三宅島上陸

江戸から三宅島まで、順風に恵まれれば、5日間で着いたこともあったが、普通は20日間、時には70日もかかる事もあった。

記録によると、三宅島へは、天保13年6月に2回（町野左近御掛りと夏目勇次郎御掛り、各5人）、秋に1回（長谷川平蔵御掛りで7人）の流人船が着き、合計17人の流人が送り込まれたとある。

鹿之助は数10日の船旅の後、天保13年6月に三宅島佐次右衛門所有の船で島に到着した。

三宅島流刑史によると、鹿之助は、天保13年（1841）6月に三宅島佐次右衛門所有の船で島に到着している。一行は次のように、僧侶、修行僧、百姓の妻、無宿人各1人の計5人である。鹿之助はこの時29才であった。

氏名	身分など	年齢	罪状	宗派	村割
仁杉鹿之助	鳥居甲斐守組元寄力仁杉五郎左衛門 倅	29	父之科	禅宗	神着
日道	丸山浄心寺	48	女犯之科	日蓮宗	阿古
あき	関保右衛門御代官所 武州葛飾郡西葛飾領、九右衛門新田 百姓文蔵地借、道心者水見妻	31	火の当り 之科	日蓮宗	坪田
恵教	大貫次右衛門御代官所 羽州村山郡、当山修験正覚院、淳量 倅	50	銀札之 一件		伊ヶ 谷
安五郎	浅草無宿、豊吉事、入墨	32	賭博之科	日蓮宗	伊豆

到着した5人は、クジ引きで島内五ヶ村に割り当てられ、鹿之助は北部の神着村に住む事になった。神着村は三宅島の北部にある村で、かつては島役所のある島の中心だったが、享保8年（1723）に港がある西海岸の伊ヶ谷村に移った。島役所は島内5ヶ村の上部組織で、島全体を統括する役所であった。

## 2-2) 島での生活

三宅島は雄山（標高775m）という火山島で平地が少ない。耕地は山麓のわずかな緩傾斜を利用した畑で、天明2年（1782）には島全体の耕作面積が24町9反9畝、4年後の天明6年（1786）には94町歩余に増大している。さらに文化年間に入ると急速に開発が進み、天保11年（1840）には220町3反5畝3歩の畑ができています。

入江が乏しく船を繋留する場所もないから、漁業も容易ではない。このような島に約2千人の島民と100人余の流刑者が生活していたのであるから、日常の生活は貧しかった。

天明2年(1782)に渡島した巡見使は見取り米(年々の作柄を見て小作料を定める制度)について伊ヶ谷、坪田、阿古の三村については1反歩20文、伊豆、神着については他村より地味が秀れているとして1反歩25文に規定しているが、これは内地に比べてはるかに小さい。

村割が決まると、そこが流人の居住区域になり、区域外の他村に出かけて行く事は許されない掟であった。居住区域内に幕府が建てた流人用の小屋があり、一戸に数人の流人が入れられた。



この「流人小屋」は九尺二間(4畳半の部屋と半間幅の土間)で、三宅島全島で66もあった。

流人は必ずしもこの流人小屋に住む必要はなく、金品に余裕のあるものは、村の空家などを借りて生活することも許されていた。

鹿之助より少し遅れて井上正鉄という人が三宅島に配流となった。井上正鉄は、神道「禊教」の教祖。神道家に対する監視を強めていた幕府に睨まれ、三宅島配流となっていた。正鉄は伊ヶ谷村に村割となったが、病人の看護、養蚕の改良など島民の生活向上に貢献した。また、内地から土と石灰を取り寄せて作った天水をためる溜池(たたき井戸と呼ぶ)を作って、村民の水汲み重労働を軽減した功績は大きい。在島6年、嘉永2年2月に病没している。(古屋甚一著 三宅島小次郎控)

井上正鉄がその手記の中で「俗に地獄の沙汰も金次第・・・」と書いているように、島までの船の中でも島についても、万事金がものをいう世界である。島についてからは流人頭や先輩流人などへの相応の振る舞いをしなければならない。

正鉄は記録によると鹿之助とともに一足先に三宅島に着いた恵教方に同居したという。そして再三「寅君よりの扶持・・・」という言葉を繰り返していた。

寅君とはかつての信者の一人の丹後宮津藩主・本荘宗秀のことで、この大名からの仕送りで正鉄は比較的楽な三宅島での生活を送っている。

恵教の居所を出て百姓伝右衛門の隠居所に移り住み、初という島の娘を水汲女として迎えている。

鹿之助も江戸を出る時に十分な金品を持って来ることができたらしく、流人小屋ではなく村民の隠居所か離れを借りて住んで居た事が、後に述べるように水汲女を迎えている。

流人は江戸を出る時に、ある程度の食料や生活用品を持ち込む事が許されていた。文献によれば流人の持参物の数量制限は次のようであったとされる。

米 20俵 麦 5俵 銭 20貫文 金 20両

予想外に多くの物品を持ち込めたが、これだけの金品を用意できた流人はわずかだったろう。

これらの物品で当面の生活は出来たかも知れないが、それを使い果たした後は、わずかな土地を借りて耕し、自給自足で生きて行くしか手段はなかった。運がよければ、読み書きの出来る流人が村役場の書役に採用されることがあり、陣屋の書記役である大書役に取り立てられた流人もいる。

三宅島は比較的住みやすいところであったが、その食料事情は江戸とは比較にならず、百姓が米を口にできるのは年に何回もなかった。

ふだんは薩摩芋またはその切干、夏は麦こがし、あしたぐさ（あしたば）が主食であった。

関が原で敗れ八丈島に流された宇喜田（浮田）一族は、加賀前田藩から隔年で70俵の米を送ってもらっていたにも関わらず、一族の当主の宇喜田秀家が「せめて米の飯を食べて死にたい」と言ったと伝えられている。まず食う事が重要であった。

特に水不足で飢饉になりやすい小さな島ではまさに飢饉と隣り合わせの生活であった。

三宅島からの回船が江戸に発つ時に、島役人を通じて江戸の留守宅に米や味噌や醤油などを托送するよう依頼することは許されており、これを「見届物」と言った。

父の五郎左衛門が健在であれば、流刑先に金品を送ることはたやすいことであったが、父は死罪、仁杉家は断絶となっている。しかし分家の八右衛門（鹿之助には従兄弟にあたる）が有力与力として健在であったので、「見届物」を送ってもらう事は可能であったと考えられる。

この時代、重罪は係累にも及ぶことが多かったが、八右衛門は処罰を免れており、五郎左衛門が死罪になった後も与力として健在で、しかも五番組の同心支配役に昇進している。

ところで、流人は島にとって、新しい文明・文化をもたらす指導者であるとともに厄介な存在でもあった。八丈島に送られる流人が、三宅島で風待ちをしている間に甘藷を原料にした焼酎の作り方を伝授したり、後で紹介するような養蚕や織物をもたらしている。

一方、島民は限られた土地で生きていけるぎりぎりの人口を維持するために、間引きなどを強いられている中で、幕府から多数の流刑者を押し付けられる迷惑な存在でもあった。

天保年間だけでも251人（武士26、百姓15、町人58、僧侶41、女4、無宿

人104など)が送り込まれた。

天保14年、八丈島と共同で幕府に対して「島民渡世に難渋するため」として、流人の赦免と、これ以上の流人送り込み停止を願い出ている。しかしこの陳情は受け入れられず、流刑制度は明治7年まで続いた。村に来た流人は九尺二間(4畳半の部屋と半間幅の土間)の流人小屋に住む事になるが、全員が必ずしもこの流人小屋に住んだ訳ではなく、金品に余裕のあるものは、村の空家などを借りて生活することも許されていた。

### 2-3) 水汲み女(現地妻)

流人の島内での生活は労働を強いられる訳でもなく、居住区域内での行動は自由であった。しかしすべて放任という訳でなく配流地での規律を守るため、1)内証便の禁止 2)島抜けの禁止、3)水汲み女雇入れの禁止、という制約があった。

内証便とは御用船の船頭などに袖の下を使って島外に送る書簡を制限したものであり、島抜けは「破牢」であり、発覚すれば極刑が待っていた。水汲み女は現地妻のことである。1)と2)は嚴重に取り締まりがあったが、3)の水汲み女については黙認されることが多かった。

流刑者が病弱であったり老いていたりすると、許可を得て近親者や家来が付き添って流刑先に行く事が出来たが、流人の妾を含む配偶者については如何なる理由があっても同行する事は許されなかった。愛別離苦の苦痛を与えるためである。

鹿之助は江戸に妻子を残して来ている。鹿之助が遠島の判決を受けた際、妻みやは「お構いなし」となっている。(実際には正式に結婚しておらず判決書では「妾」とある。)

妻が同行できないとなれば、流人は島に着くとすぐにでも炊事や家事を自分でしなければならない。そこで原則的には禁止されていたが水汲み女と呼ばれる現地妻を持つ流人がいた。

流人はよほどの凶悪罪人でないかぎり、島民から見れば先進地から来た文化人であり、教養人でもある。島の女は新人(あらひと)好みという言葉もあって、流人に寄せる関心は高かった。

流人たちの不遇な男所帯への同情と興味から内縁の関係になって行くことも多かったし、なかには金銭的なやりとりもあって水汲み女になった例もある。

三宅島流刑史によれば、鹿之助はいつからであるか不明であるが、「たき」という名前の島の女を現地妻、すなわち「水汲み女」としている。何年に書かれた記録か定かでないが、たきは42才と記録されており、11才になる娘もいたと記されている。

妻も娘もいたのであるから、当然、流人小屋に住む訳に行かず、たきの知り合いの村民の隠居所か離れを借りて住んだのであろう。

鹿之助がこのような生活が出来たのは、江戸を出る時に相應の金品を持って来ることができたか、その後の「見届物」と呼ばれた留守宅からの仕送りがあったからであろう。

与力仁杉家は既に改易となっていたが、分家八右衛門(鹿之助には従兄弟にあたる)が南町奉行所の支配与力・年番方として健在であったから、この分家の庇護があったこ

とは想像に難くない。

鹿之助は住む村は異なっていたが正鉄と交流があり、正鉄を師として神道の門人になった。この関係で、正鉄が取り寄せた新しい蚕の種を神着村に導入する役目を果たした。

三宅島誌によれば弘化3年（1846）、内地から取り寄せた新しい蚕の種を鹿之助が1年間養育し、これを島民の利八ほかに分け与えたところ、在来の蚕にくらべて利点が多く、この種による養蚕業がたちまち村中にひろまり、島全体にも広がって行ったという。

## 2-5) 神道の門人に (古屋甚一著 三宅島小次郎控 より)

鹿之助より少し遅れて井上正鉄という人が三宅島に配流となった。正鉄は館林藩士、安藤真鉄の次男に生まれ、武州足立郡梅田村神明社に入り、30年間に渡る諸国修行の後、神道「禊教」を開き、教祖となった。時あたかも天保改革の真っ只中、神道家に対する監視を強めていた幕府に「世を惑わす異学異説」とみなされ、天保14年（1843）6月、正鉄は「御疑之筋にて遠島」を命じられ、同年6月3日三宅島配流となった。53才であった。

正鉄は伊ヶ谷村に村割となったが、病人の看護、養蚕の改良など島民の生活向上に貢献した。また、内地から土と石灰を取り寄せて作った天水をためる溜池（たたき井戸と呼ぶ）を作って、村民の水汲み重労働を軽減した功績は大きい。（古屋甚一著 三宅島小次郎控）

また、天保15年には島内に天然痘が流行正鉄の隣家に病人が発生した。重病で医者もさじを投げる病人に正鉄はみずから薬を調合し、難病を治癒させたという。在島6年、嘉永2年2月に病没している。流人には葬儀が禁じられていたが、島への貢献度が高かったため、妙楽寺住職が導師となって盛大荘厳な葬儀が営まれ、「徳安充滿居士」の法号が贈られた。また流人としては異例の立派な墓も建立された。

鹿之助は住む村は異なっていたが正鉄と交流があったようで、神道の門人になり、この関係で、後述のように正鉄が取り寄せた新しい蚕の種を神着村に導入する役目を果たした。

## 2-6) 島の養蚕業に貢献

三宅島誌の弘化3年（1846）の項に、次のような記述がある。

—弘化3丙午年（1846）、神着村百姓利八、同寅吉之兩名「白滝」といえる織紀彫の蚕を飼ひ初める、此種は井上正鉄大人が弘化2年、内地より取り寄せ神道の門人、神着村仁杉鹿之助に興える。仁杉は1年是を養ひ、翌年弘化3年に利八、寅吉の兩人に其種を分興す。兩人は是を養ひ試すに果して利益あり、それより両家にて盛大に此蚕業を行ない遂に村内一般の事業となり後に五ヶ村へ広まる、養繁住古より当島の事業なりしが其の種類は雑蚕といい、虫4、5匹ずつがもや

い作りの繭にして繰糸にはならず真綿に製し銘仙に引き太織に用いるのみなりしが繰糸用の蚕は是が初め也。

内地から取り寄せた新しい蚕の種を鹿之助が1年間養育し、これを島民の利八他に分け与えたところ、在来の蚕にくらべて利点が多く、この種による養蚕業がたちまち村中にひろまり、島全体にも広がって行ったという。

利八という島民は進取の精神に富んでいたようで、島にない技術や知識を持つ流人が来ると積極的にそれを導入した。また当時では稀であった内地にも旅行し、伊勢参りをしているが、この時も油絞りの新しい方法を村に持ち帰り、椿油を絞るのに応用している。

## 2-7) 赦免

流人は期間が決められているものと、決められてないものがあった。運がよければ将軍宣下などの慶事で恩赦、大赦があり、予想より早い帰還が許されることがある。

約4割の流刑者がこの恩恵を受けたといわれるが、鹿之助が早い時期に赦免をうけて江戸に貴館戻ったのがいつであるか記録はないが、安政5年(1858)の箱館奉行所に職を得ている事が奉行所の年間行事を記した史料でわかるので、安政5年以前に赦免されている。最長で16年間もの長期間を三宅島で過ごしたことになる。

「父の科」による流罪ではあったが、もともと素行が悪かったとする史料も多いので、このことが加味されたのか、なかなか赦免されなかった。

### 3) 清之助は八丈島へ

#### 3-1) 遠島仰渡し

清之助は、五郎左衛門の養子になって間もなく、父の罪に連座し、天保13年(1842)3月21日、遠島を申し渡されているが、清之助が八丈島へ送られる直前と思われる5月、つぎのような異例の申渡を受けている。

東京都立図書館に所蔵されている江戸時代後期の記録(官報と新聞縮刷版のようなもの)藤岡日記に掲載されているもので、

一五月被仰

南町奉行所与力 仁杉五郎左衛門 養子 仁杉清之助

其方儀、罪無之候得共、養父之罪二而遠嶋被仰付、不遠御赦免二も相成候間、身堅固二可致候右之通被仰渡二付、付添者之外承り居候共一同感涙し難有由申上候

清之助に罪はないが、養父の罪により遠島となった。遠からず赦免されるであろうから身を堅固にして赦免を待つようにと仰せ渡されたので、付き添いの者他、一同感涙してお礼を申し上げた、というような意味であるが、このような事項が藤岡屋日記に掲載されるのは珍しい。

八丈島に送られる前に早期赦免を示唆するこのような仰渡を受けていたのである。

#### 3-2) 八丈島上陸

八丈島への船もまず三宅島へ寄港する。三宅島と八丈島の間には流れの早い黒潮(黒瀬川)が流れており、渡るのが容易でないため、三宅島で風待ちをするのだ。これが2、3日の場合もあれば、翌年春まで三宅島で待つこともあったという。

だから八丈送りの流人も一度三宅島に上陸し、八丈行きの出航を待つことになるが、これまでの航海で体力を消耗し、三宅島で命を落す者もあり、八丈島に向けて出航しても、長い船旅と環境の変化に耐えきれず死亡する流人も多かったという。

八丈島流人銘々伝に清之助到着の記録が残っている。これによると遠島申渡しから

2ヶ月後の天保13年5月に八丈島に到着している。おそらく申し渡されてすぐ、遅くとも4月上旬には江戸を出航したと思われる。

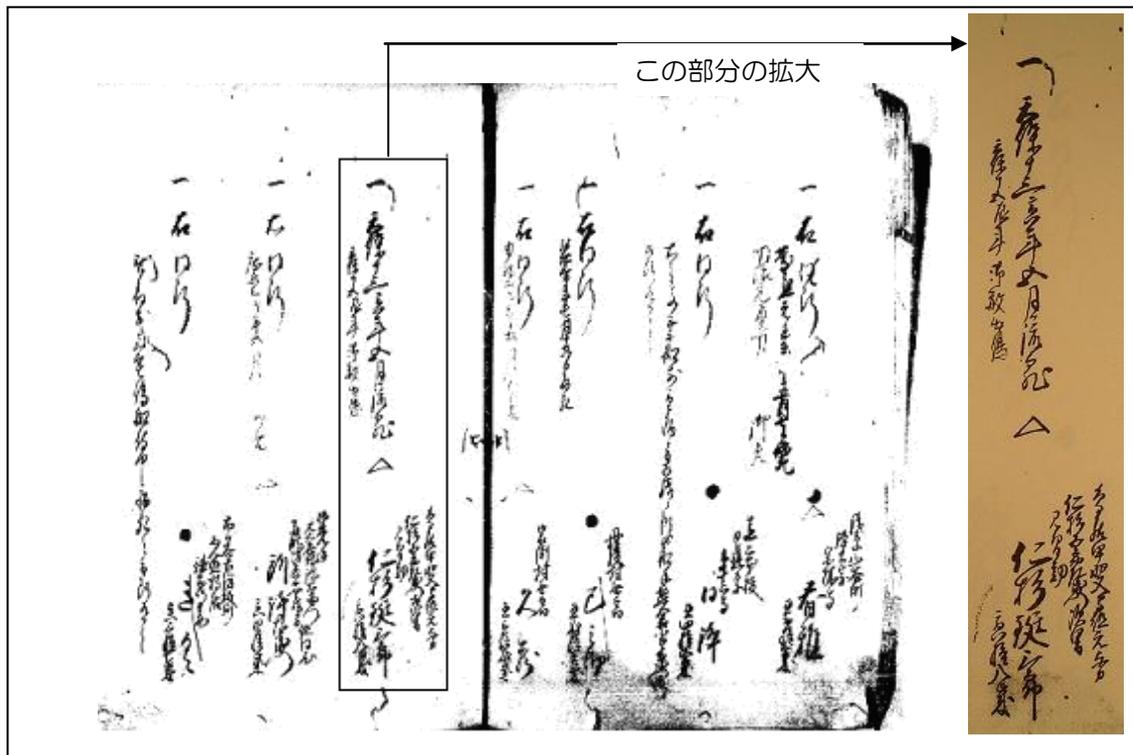
#### 3-3) 八丈島流罪人明細帳

天保13年(1841)の春船で八丈島に流刑となったのは12人。内訳は武士が2人、僧侶が1人、其の他9人である。其の他の中に女囚が1人含まれている。

八丈島までの船旅はかなり過酷であったのか、うち2人が途中寄港した三宅島までで病死している。12人の罪科を見ると博打が多く6人、僧侶の女犯1人、持ち逃げ1、父之科1、不明3となっている。

氏名	年	罪状	宗派	身分	備考
仁杉清之助	18	父之科		烏居甲斐守組元与力仁杉五郎左衛門次男見習勤	

所許右衛門		博打	禅宗	御先手元大久保弥右衛門当時内藤安房守組同心	末吉村預
き具	37	?		市谷左内坂町5人組持店徳蔵妻	三宅島病死
次郎作	32	?		根岸村無宿	同上
荒井力之進	30	博打		本惣社村無宿 一風舎自樂と称す	中之郷預
金次郎	29	博打		南飯田村無宿	大賀郷預
一是	37	女犯		本所日蓮宗法恩寺地中正善坊隠居	同上
清蔵	25	持逃	禅宗	無宿入墨	
長助	38	?		豊田藤之進御代官所飛州大野郡高山三之町村之内片原町吉右衛門借家	三根村預
仙次郎	27	博打		中菅間村無宿	
巳之吉	34	博打	浄土宗	南品川宿無宿入墨	
条吉	28	博打	禅宗	無宿	榎立村預



東京都公文書館に保管されている八丈島の流罪人明細帳の中に、清之助に関する記録があ

天保十三寅年五月 流罪△

天保十五辰年御赦出嶋

鳥居甲斐守組元与力

仁杉五郎左衛門次男

見習勤

仁杉鋌三郎

清之助の八丈島滞在は短かったので、この他には事跡はほとんど残っていない。わずかに八丈島流人銘々帳に「砲術の心得覚えあり、国地で習う」と記されている。

父五郎左衛門は若い時から砲術を習っていたが、清之助にも砲術の心得があったという。父に習ったのか、あるいはもともと砲術を習っていて、その縁で五郎左衛門の養子になることになったのか。養子になってから遠島処分になるまでの期間が短いので、後者の可能性が大きい。

なお、流人は必ず島内のどこかの村の預かりとなるが、清之助がどの村の預かりであったか記録はない。

### 3-3) 赦免そして帰還

流人は春と秋の年2回の流人船で伊豆諸島に送り込まれるが、一方、すでに配流となっている流人にとってはこの船が懐かしい江戸の匂いをもたらす唯一の便船であるため、この到着を一日千秋の思いで待ち焦がれていた。

もうひとつ、この流人船は赦免の知らせを運んで来る便船でもあるため、刑の軽い流人や、そろそろ赦免が近いと思う流人達は期待に胸をふくらませて待っていた。

そうした流人達は、八丈島の小高い丘に、流人船の季節になると何日後に来るかわからない船影をもとめて、じっと水平線を見つめていたことだろう。

こうした中で、清之助には天保15年(1844)の5月の流人船で待望の赦免状がもたらされた。その文面は下記のとおりである。

一御赦申渡

町奉行鳥居甲斐守元与力

仁杉五郎左衛門養子元与力見習

仁杉鯉三郎

其方儀、先年父之科により遠島申付置候処、此度日光御参詣相済候御祝儀の御赦御免仰付けられ候間、有難く存じ奉るべく

天保十五年卯月

この前年、天保14年(1843)4月、将軍家慶は念願の日光参詣を果たした。これは水野忠邦が推進する天保の改革があまりうまく行っていない状況の中で、将軍の権威を天下に示すため、豪華で大掛かりな行列で日光まで往復する政治的デモンストレーションであった。それを更に万民に知らしめる策のひとつとして大赦が行われた。

参詣そのものは14年4月13日から21日までであったが、この当時、八丈島までは年に2、3回しか便船が出なかったから、清之助が実際に赦免状を目にするのは1年以上もたってからであった。

もうすこしタイミングが良く赦状が届けられれば前年秋の流人船で帰還できた筈である。おそろしく緩慢な事務手続きである。

赦免状が来ると、その船で帰還するので、誠之助が江戸に戻ったのは天保15年の夏、7月ごろであったと思われる。

記録によると、天保年間に赦免となった八丈島の流人は41名いるが、もっとも短い

滞島期間で赦免されたのが清之助で2年間、次に短いのが天保11年配流の岩田虎之助で滞島4年間である。

通常、島送りになると最低でも10年は覚悟しなければならないが、この二人は異例であった。実は2人とも本人の罪で遠島になったのではなく、父の科で流刑となっているので当然といえば当然である。残りの39人はすべて文化・文政以前に配流されている。天保15年春船で清之助と共に八丈島に送られた11人の結末は下記のとおりである。

八丈島到着以前、三宅島で死亡	2人
八丈島で死亡	4人
慶応3年に赦免 滞島26年	1人
明治元年に赦免 滞島27年	2人
明治2年に赦免 滞島28年	2人

本人の罪ではないにしても、清之助の2年は八丈島流人の中では異例の短い滞島であった。